

平成 年 月 日

政府調達苦情申立書

佐賀県政府調達苦情検討委員会 御中

住所 〒
ふりがな
苦情申立人（注 1） 印
TEL FAX

住所 〒
ふりがな
代理人（注 2） 印
TEL FAX

「政府調達に関する苦情の処理手続（平成 12 年 2 月 28 日佐賀県告示第 124 号）」第 5.1 の規定により、下記のとおり、苦情を申し立てます。

記

1. 苦情申立てに係る特定調達契約

調達機関：

公告日：平成 年 月 日

件名：

2. 苦情の原因となった事実を知った日（注 3）

平成 年 月 日

3. 苦情申立ての趣旨（注 4）

4. 苦情申立ての理由（注 5）

5. 苦情申立てに係る契約機関との協議の有無及びその内容（注 6）

協議をした ・ 協議をしていない

協議内容：

6. 苦情申立ての公表・公示に当たっての匿名希望の有無（注 7）

匿名を希望する ・ 匿名を希望しない

- 注 1：苦情申立人が法人の場合は、その住所及び氏名について、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。匿名による苦情申立ては受け付けません。
- 注 2：代理人を選任する場合には、弁護士又は弁護士法人については「代理人（弁護士）選任届」を添付し、その他の代理人については「代理人選任承認申請書」を必ず添付してください。
- 注 3：「政府調達に関する苦情の処理手続（平成 12 年 2 月 28 日佐賀県告示第 124 号）」第 5.1 において「供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定等のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内に、書面により委員会へ苦情を申し立てることができる。」と定められています。
- 注 4：委員会に対して求める判断を記載してください。
- 注 5：政府調達協定等の規定の違反について、苦情の理由を具体的に記載するとともに、立証を要する事実で重要なもの及び証拠がある場合には、記載又は添付してください。
- 注 6：「政府調達に関する苦情の処理手続（平成 12 年 2 月 28 日佐賀県告示第 124 号）」第 2.2 において「供給者が協定等の違反があると考え、調達機関に対し協議を行いたい旨申し出た場合にあっては、当該調達機関は当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するように努めなければならない。」と定められています。
- 注 7：苦情が申し立てられた場合、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成 12 年 2 月 28 日佐賀県告示第 124 号）」第 8 の規定により、苦情の受付及び処理の状況について定期的に公表されることとなっています。公表に当たっては、苦情申立人の氏名について、匿名とすることも可能です。
- また、苦情申立てが委員会によって受理された場合、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 12 年 2 月 28 日佐賀県告示第 124 号）」第 5.6 の規定により、委員長の定めるところにより公示されます。公示に当たっては、苦情申立人の氏名について、匿名とすることも可能です。
- 注 8：苦情を申し立てることができる者については、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成 12 年 2 月 28 日佐賀県告示第 124 号）」第 2.1 及び同細則（平成 12 年 2 月 28 日出納長通知）第 1 を参照してください。